

(令和 4 年 1 月 21 日時点)

(仮称)放課後子どもスマイルプラン

～舞鶴市放課後児童クラブ運営計画～

(素案)

令和 4 年 月

舞 鶴 市

《目次》

| | |
|--|----|
| 1. 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2. 児童クラブをとりまく現状 | 4 |
| 3. 基本方針 | 5 |
| 4. 基本方針を実現するための具体的方策 | 7 |
| (1) 優先的に取り組むこと | |
| ①放課後児童支援員の確保・育成、地域クラブの組織力の向上 | 7 |
| ②児童クラブでの過ごし方の充実 | 11 |
| ③利用者負担金の適正化 | 14 |
| ④地域放課後児童クラブの事務負担の軽減 | 16 |
| (2) 具体化に向け研究していくこと | 19 |
| ①利用希望への対応と適切な利用の推進 | 19 |
| ②発達面等で支援の必要な児童のサポート、家庭支援の体制づくり | 22 |
| ③施設環境の整備・充実 | 27 |
| (資料編) 参考資料 | |
| 資料1：児童クラブに関するアンケート | 1 |
| 資料2：放課後児童クラブ配置図 | 4 |
| 資料3：舞鶴市オリジナルの資格研修 「放課後児童支援員“舞鶴アドバンス”」 | 6 |

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

共働きやひとり親世帯の増加、核家族化の進行、女性の就業率の上昇などにより、全国的に放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の登録児童数は右肩上がり増加傾向となっている。

本市では、平成12年度の社会福祉法人によるクラブ開設を始まりとして、「新たな子育て支援対策」に基づき“地域の子どもは地域で育てる”を合言葉に平成16年度から順次、地域の子育て支援協議会に事業委託を行い、現在は29クラブ（法人3、地域26）で運営しているところである。

児童クラブの現場では、利用児童及び要配慮児童の増加に伴う担い手の不足や専門知識の習得などが課題となり、また国から、児童クラブに関する運営指針（平成27年4月策定）や「新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月）」が示されたことにより、待機児童の解消や児童クラブを新設する場合の学校施設の活用の徹底等、その内容に沿った対応が求められるなど、児童クラブを取り巻く環境が大きく変化してきた。

このような状況の中、平成29年から平成30年にかけて、舞鶴市子ども・若者支援会議（※）の中に「放課後児童部会」を設置された。

同部会では、『子どもの豊かな育ち』のためには、放課後という時間をどのように過ごしていくべきか」という原点に立ち返って、同部会において児童クラブの基本的なあり方が検討され、それを取りまとめた「持続可能な放課後児童クラブの運営構想検討結果報告書」が市に提出された。

市においては、この報告書を参考としつつ、今後の児童クラブの運営の最適化を図っていくものである。

※子ども・若者の健全な成長を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために設置された組織

【開設経過】

| 年 | 法人クラブ(3)、地域クラブ(18) |
|----|-----------------------|
| 平成 | 12年 児童センターふたば（社福） |
| | 16年 倉梯、与保呂、志楽、明倫、余内 |
| | 17年 新舞鶴、倉梯第二、朝来、吉原、福井 |
| | 18年 中舞鶴、高野 |
| | 19年 三笠 |
| | 22年 池内、中筋 |
| | 23年 岡田 |
| | 24年 なかすじ保育園（社福） |
| | 27年 由良川 |
| | 28年 南舞鶴（社福） |
| | 30年 大浦 |

○複数のクラブがある小学校＝新舞鶴3、倉梯2、志楽2、明倫2、余内2、中筋3

(参考)

◆平成 30 年 9 月 14 日「新・放課後子ども総合プラン」文部科学省、厚生労働省より
放課後児童クラブ

児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との
の交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる
「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を
図る役割を担う。

◆平成 30 年 10 月 10 日「持続可能な放課後児童クラブの運営構想検討結果報告書」
舞鶴市子ども・若者支援会議放課後児童クラブ部会より

【自由に過ごせる場】

- ・子どもが自分の意思で自由に過ごすことの出来る場
- ・自分たちがやりたい遊びや、活動ができる場

【安心できる場】

- ・子どもにとって評価をされない、子どもに対して評価しない場
- ・安心安全に過ごすことのできる場

【第2の生活の場】

- ・家庭に代わる生活の場
- ・基本的な生活習慣を身につける場
(家庭や学校とは異なる人たちと過ごすことを通じて習得する類の習慣やルール・マ
ナー)
- ・休息の場

【集団性・社会性を育む場】

- ・子どもたち同士の繋がりの中で学ぶ場
- ・異年齢交流の中で学ぶ場
- ・集団生活の中で学ぶ場
- ・学校の先生や保護者以外の大人との関わりができる場

『主体性・自発性を持った子どもを育てる』

集団生活や豊かなあそび(五感を使った体験)を通して、社会性、創造性、感性、身体
能力を育むとともに、豊かな心身、情緒面の発達促進につなげる

(2) 計画策定の目的

令和3年3月に開催した舞鶴市子ども・若者支援会議において、「持続可能な放課後児童クラブの運営構想」を具体化するための検討を進め、同年11月には、児童クラブを利用する児童の保護者を対象としたアンケートを実施するとともに児童クラブの運営を委託している地域子育て支援協議会等に運営に関する意見聴取を行った。

これらの意見を踏まえながら、子どもの健やかな成長と保護者の仕事と家庭の両立支援を担う児童クラブが、**求められる役割を再認識し、持続可能でかつ安全・安心な子どもの居場所の確保に向けて、その基本方針及び具体的方策を明示した運営計画**を策定するものである。

(参考)放課後児童健全育成事業

児童福祉法(抜粋)

第6条の3第2項

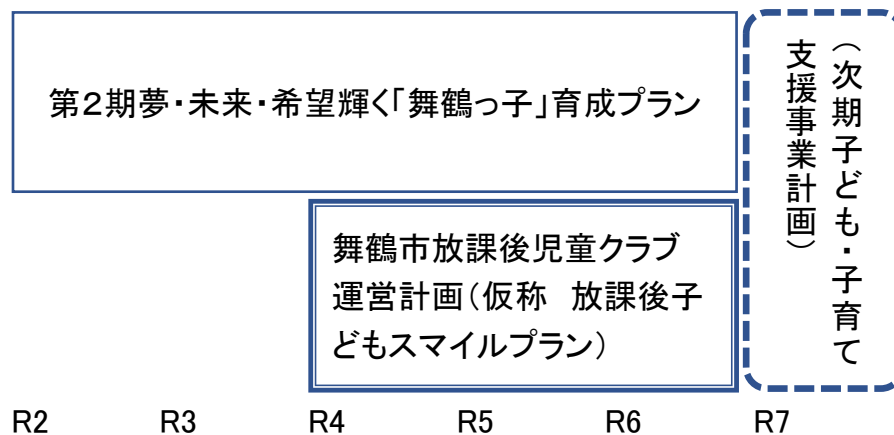
この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

(3) 計画の位置づけ

○「舞鶴市放課後児童クラブ運営計画」は、「第2期夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」の理念を踏まえつつ、クラブにおける様々な運営課題の解決を図るための方策を取りまとめるとともに、今後の実行計画を示し、早期に事業着手するため、令和3年度に計画策定するものである。

また、本運営計画の見直しについては、令和7年度に計画更新を行う予定の夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プランに包含する「子ども・子育て支援事業計画」に位置付けて取り組むものとする。

○計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とする。



2. 児童クラブをとりまく現状

(1) 小学校の児童数の状況

児童数は、全体的に減少傾向が続いている。

[単位：人]

| 学年 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1年生 | 686 | 711 | 675 | 681 | 627 |
| 2年生 | 769 | 682 | 706 | 674 | 672 |
| 3年生 | 752 | 748 | 671 | 697 | 667 |
| 4年生 | 710 | 741 | 732 | 668 | 685 |
| 5年生 | 785 | 704 | 732 | 730 | 658 |
| 6年生 | 721 | 779 | 701 | 730 | 727 |
| 合計 | 4,423 | 4,365 | 4,217 | 4,180 | 4,036 |

学校基本調査より各年5月1日現在

(2) 児童クラブの利用児童の状況

利用児童数は、増加傾向が続いている。

| 区分 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| クラブ数(箇所) | 28 | 29 | 29 | 29 | 29 |
| 利用児童数(人) | 781 | 801 | 835 | 840 | 871 |

各年5月1日現在

(3) 支援員の状況

- ①利用児童の増加のほか、新規に開設したクラブもあるため、支援員の総数は増加している。
- ②従事する支援員の平均年齢は高い状況にある。
- ③京都府の放課後児童支援員養成研修を受けて有資格者（放課後児童支援員）になったとしても、高齢を理由に離職する者や長期に渡り勤務する者が少ないこともあり、取得した資格や専門性が有効に活用されず、クラブの安定的な運営につながっていない場合がある。
- ④クラブによっては、支援員登録はするものの、実働時間に限りがある人も存在する。

| 区分 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 支援員人数(人) | 194 | 198 | 221 | 232 | 234 |
| 平均年齢(歳) | 59.3 | 58.6 | 58.8 | 59.7 | 57.4 |

各年4月1日現在

(4)委託料・利用者負担金

委託料については、配慮が必要な児童への対応として支援員を加配するなど、人件費が増えてきていることで、全体として増加傾向にある。

また利用者負担金については、利用児童数の増加に比例して増加しているが、この負担金は、事業開始以来、最低賃金の上昇や消費税の増税など、社会背景に変化があっても、当初に設定した6,000円/月（年額72,000円）のままとしており、児童クラブ運営費の国・府・市（公費）と利用者の負担割合は、約6割が公費、残りの約4割が利用者となることから、その負担割合の見直しが必要となっている。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による児童クラブの閉所や利用自粛に伴い、委託料、利用者負担金ともに減少している。）

[単位：千円]

| 区 分 | H29 | H30 | R 元 | R2 | R3(予算・見込) |
|--|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 放課後児童健全 育成事業委託料 〔18 地域クラブ〕 3 法人 | 93,543 | 95,605 | 95,080 | 90,470 | 103,838 |
| 利用者負担金 | 49,766 | 52,146 | 53,035 | 50,408 | 52,417 |
| 合計 | 143,309 | 147,751 | 148,115 | 140,878 | 156,255 |

※1 放課後児童健全育成事業費は、下記の経費で構成している。

- ①施設の改修・修繕等、長机等の備品購入費などの施設整備費
- ②放課後児童支援員の研修開催経費や傷害保険料
- ③利用児童の募集案内書や利用申込書等の作成費
- ④各地域子育て支援協議会や社会福祉法人などへの運営委託費（人件費、通信運搬費・消耗品等の事務経費等）

※2 利用者負担金の算定には、※1の①②③の事業費は含まない。

3. 基本方針

児童クラブに求められる役割を再認識し、持続可能で、かつ安全・安心な子どもの居場所の確保に取り組む。

「地域の子どもは地域で育てる」＝「地域の自主性や自立性にすべてを委ねる」のではなく、支援員等の確保、事務負担の軽減、児童を取り巻く課題への対応などに向き合いながら、地域が安定したクラブ運営を行っていくために、市の基本的考え方を次のとおりとする。

**市が責任をもってクラブ運営に関わりながら、
運営上の課題を密接に連携して克服する**

①子どもの最善の利益を守る

- ・児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮しながら育成支援に努める。
- ・子どもの視点にたち、運営内容や支援内容を評価し、改善する。
- ・保護者との連携、情報共有を丁寧に行う。

②安全・安心な居場所を確保する

- ・支援員の知識の習得、技能の向上に努めるとともに、支援に必要な設備、備品を整え、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境をつくる。
- ・安全面に配慮しながら、子どもが自ら危険を予測し、回避する能力を育成する。

③子どもの成長発達を支援する

- ・異年齢集団での生き生きとした生活を通じて、子どもの社会性や道徳性を育む。
- ・子どもが自由に自分の気持ちや意見を表すことができる力を育む。
- ・子どもの学ぶ意欲と生きる力を育む。

④運営主体と市との緊密な連携を図る

- ・地域共生社会実現の一翼を担う“地域の子育て支援協議会”による児童クラブが継続的に運営できるよう、地域と市は緊密な連携のもと課題を適時共有し、解決を図る。
- ・利用ニーズを、網の目のようにカバーする法人運営の児童クラブについても、その役割が十分に発揮されるよう、連携・支援する。

⑤持続可能で安定したクラブ経営基盤の構築を目指す

- ・児童クラブに係る国の運営費負担の考え方に準じ、利用者負担と公費負担の割合1/2を基本とする。
- ・利用者負担金の改定にあたっては、真に経済的な支援が必要な家庭への負担軽減策（減免制度）を設けるとともに、急激な負担増とならないよう配慮する。

4. 基本方針を実現するための具体的方策

(1) 優先的に取り組むこと

① 放課後児童支援員の確保・育成、地域クラブの組織力の向上

I. 現状・課題

【放課後児童支援員】

地域の児童クラブでは、近年、安定して児童クラブを運営していくために必要となる支援員の確保が厳しい状態が続いているため、自主的に自治会等へ募集チラシを配布するなど、支援員確保のための対策を講じているが、応募がなく、結果的に運営主体である地域子育て支援協議会の運営委員長が代替支援員として業務に携わっているケースも発生している。

(参考) 令和3年度チラシ配布クラブ 高野、明倫、余内、志楽、三笠など

※別途、地域の方々への声掛けによる勧誘も実施

本来業務である児童クラブでの預かり支援に専念してもらおう観点から、このような募集事務等について地域の負担軽減を図り、適正な運営を確保する取り組みが求められる。

【地域児童クラブ】

本市の児童クラブは、18の地域子育て支援協議会と3つの法人クラブで運営が行われている。そのうち、地域子育て支援協議会については、「地域の子どもは地域で育てる」という地域ぐるみの子育て支援の環境整備を図るため平成15年に発足した組織であり、地域の児童クラブの運営母体としての役割を担っていただいているところである。

一方、児童を取り巻く環境は年々変化してきており、これまでの少子化対策としての施策の推進から、現在は、虐待、不登校、いじめ、発達支援など様々な課題への対応へとシフトしてきており、このような中で、国においては、「児童クラブの質の向上」を図るため、研修機会の充実が図られているところである。

このように、「地域の子どもは地域で育てる」というスローガンに基づく、本市児童クラブの運営は大変厳しい状況になりつつあり、今後も安定した運営基盤を将来にわたって確立するためには、これまで以上にプッシュ型でのサポートを行っていくことが重要になってきている。

II. 方向性の主なポイント

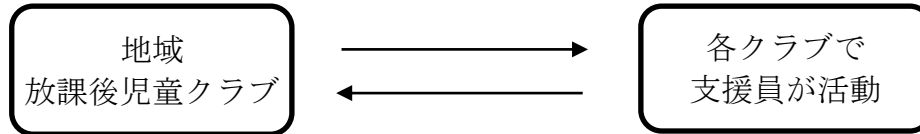
1. 基本的考え方

支援員等の確保、事務負担の軽減、児童を取り巻く課題への対応などに向き合いながら、地域が安定した運営を行っていく。

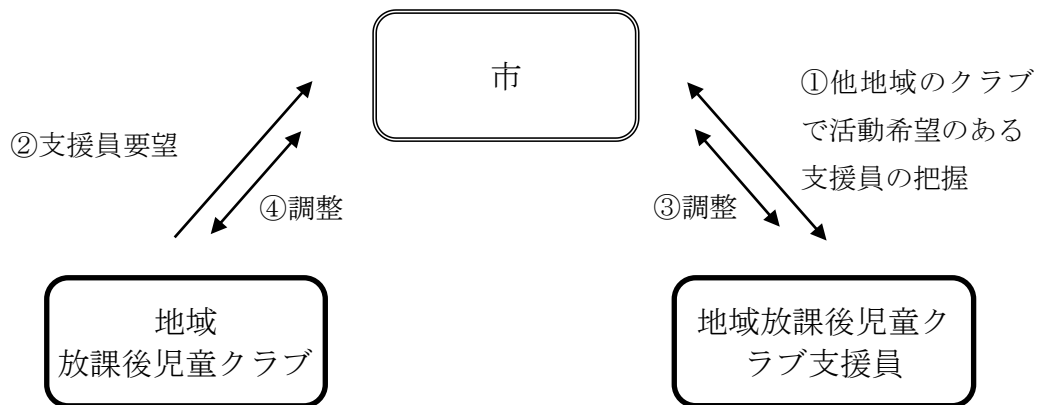
2. 改善案

①市支援によるクラブ間の支援員シェア

《現 在》地域の児童クラブが、支援員の募集、面接、手続きを実施



《改善案》市が各クラブの支援員の就労希望や状況を把握し、急な児童の増加や発達面で支援の必要な子どもに対する加配が必要となったとき、また支援員の急な病休等の際に地域を越えて臨時的に支援員を配置する。



②支援員募集事務の改善

《現 在》支援員の募集については、現在、地域の児童クラブに委ねており、各クラブでチラシを作成し、市はそのチラシを回覧版等で配付している。

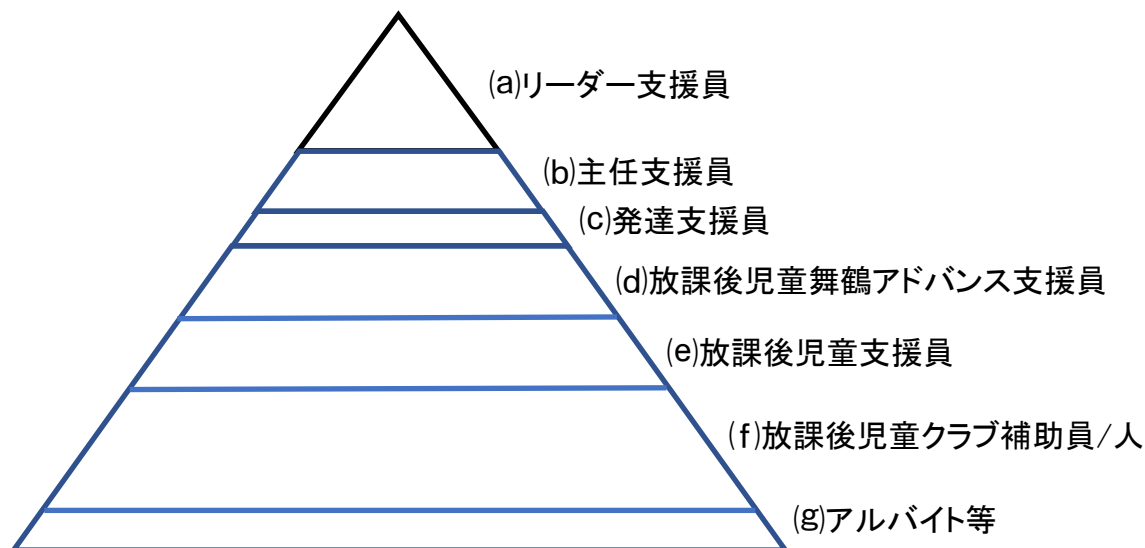
《改善案》地域の児童クラブによるチラシ作成に加え、市が広報紙やホームページ等を活用し、支援員を募集する。

③経験・資格等に応じた新たな組織体制の整備

現在、地域の児童クラブに所属する支援員の報酬単価は、すべて一律の条件とされているため、今後新たに、経験年数や京都府主催の資質向上研修の取得状況等に応じた組織階層（1支援単位、※ただしクラブの状況によって柔軟に対応可）を創設することとし、国の処遇改善に関する事業制度も活用しながら、支援員の質と組織力を高めることによって、児童が過ごしやすい、より良い環境整備に努める。

また、市独自の研修制度を新たに実施する。

【組織階層のイメージ】



○組織階層の基準

(a) リーダー支援員

概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員でマネジメント的立場にある者

(b) 主任支援員

概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者

(c) 障害や発達面で課題のある児童をサポートする「発達支援員」の配置

特別支援学級や普通学級等に通級する児童のうち、発達面での支援が必要な児童について、加配として専属で支援する担当者の設定

(d) 府・市の研修修了者(放課後児童舞鶴アドバンス支援員)

※(e)府の研修に加え、市が独自に実施する研修を修了した者

(e) 府の「放課後児童支援員等資質向上事業」の研修修了者(放課後児童支援員)

(f) 府の研修『未』修了者

(g) アルバイト等

※その他 通勤手当の設定、運営委員長、庶務、会計といった役職の処遇の改善

④運営のサポート体制の充実

市は、現地現場主義の視点を重要と捉え、国の「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」を活用する中で、新たに市職員を児童クラブの“巡回アドバイザー”として選任し、児童クラブのサポートを実施する。

【巡回アドバイザー・業務内容】

巡回支援を行った児童クラブについて、支援内容等を記録し、管理するとともに、定期的に児童クラブを巡回することにより継続的な支援に努める。

- (a)児童クラブ業務全般に関すること
- (b)事故防止、防犯、防災対策など子どもの安全管理体制に関すること
- (c)子どもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関すること
- (d)障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもの支援に関すること
- (e)地域との相互交流など地域に開かれたクラブ運営に関すること
- (f)その他、児童クラブの質の向上に関すること

② 児童クラブでの過ごし方の充実

I. 現状・課題

本市の児童クラブは、地域ごとの風土や文化、良さといったものが運営に現れており、児童・保護者・支援員の関係性も密接で、国が推進している“地域共生”を体現しているといっても過言ではない、大切なコミュニティが形成されている。

その一方で、約20年間、児童クラブは支援単位ごとのルールで、保育の内容、支援員の関わり方、おやつ提供などの運営がなされている状況があり、今後は、サービス内容等の平準化を図り、基本となる運営上の統一ルールを整備して取り組むこととする。

また、異年齢の子どもが集まっていることから、児童同士のトラブルが発生することもある。

上級生が下級生に対する意地悪や暴力、ふざけて遊んでいる時に故意ではないケガを負わせてしまうこともある。

全国的に児童クラブの「質の確保」が求められ、国においては第三者評価の受審が制度化される中で、子どもの最善の利益を第一に、子どもの視点にたった運営や育成支援を進めていく必要がある。

【一般的な過ごし方】

| 時 間 | 内 容 |
|--------|-----------------------------------|
| 14:30～ | 児童クラブへ |
| 15:00～ | 宿題を済ませる |
| 15:30～ | おやつ |
| 16:00～ | 自由時間（外での遊びや、室内でのゲームや読書、絵を描くなどの遊び） |
| 17:00～ | お迎え・帰宅 |

II. 方向性の主なポイント

放課後児童支援員の体制や、衛生管理・安全対策、保護者負担金などに加え、下記内容を踏まえた市としての共通のガイドラインや運営マニュアルを新たに定め、運用する。

1. どのクラブでも、同じ水準のサービスが受けられ、児童や保護者の満足度や安心感を高める。

- ・児童一人ひとりの心身の状態を把握するとともに、安心して過ごせるようにし、集団全体の生活を豊かにする。
- ・利用児童が発達面や養育環境等で個別の支援を必要とする場合には、その支援を行う。
- ・児童が見通しをもって、主体的に過ごせるようにする。
- ・基本的な生活習慣、健康や衛生に関すること（うがい、手洗い、衣服の着脱等）、日常生活に関すること（挨拶、片付け、整理整頓等）、集団生活を維持するための活動を分担・協力して取り組むことを習得できるようにする。

2. 遊びを通じての異年齢交流の場として、社会性や自主性、創造性を育むとともに、発達段階にふさわしい遊びをつくり、生活の環境を整える。

- ・年齢や発達の状況の異なる利用児童が協力し合って、生活を維持していくことができるようにする。
- ・仲間関係を作って自発的にあそびをつくりだすようにする。
- ・いじめ等が生じないように配慮するとともに、必要に応じて早期対応に努め、市とも協力して適切に対応する。
- ・屋内や屋外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活環境をつくる。
- ・宿題や自習等の学習活動を自主的に行える環境を整える。
- ・児童の意見を尊重する。

3. 家庭や学校、地域、市内関係機関との情報共有や連携、協力を充実する。

- ・児童の遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携する。
- ・保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、個人面談等、様々な方法を有効に活用する。
- ・支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに子育てに関する悩みや困りごとなどについて、保護者が相談しやすい体制をつくる。
- ・地域での遊びの環境づくりへの支援を視野に入れ、必要に応じて地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。

- ・児童の生活の連続性を保証するために、情報交換や情報共有、支援員同士の交流等によって学校や幼稚園、保育所等との連携を積極的に図る。
 - ・情報交換や情報共有にあたっては、個人情報保護や秘密の保持は厳重に取り扱う。
 - ・学校併設のクラブについては、校庭や体育館などが利用できるよう学校と連携を図る。
- 4. 障害やアレルギーのある児童の利用機会が確保され、適切な配慮、環境整備を行う。**
- ・障害やアレルギーのある子どもがクラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮、環境整備を行い、可能な限り受け入れに努める。
 - ・クラブによっては、トイレの改修や段差の解消などの環境整備が必要となる場合も考えられるため、市や関係機関と支援内容についての連携を図る。
 - ・見通しをもって計画的な育成支援を行う。
 - ・障害のある子どもへの虐待防止に向けた措置を講じる。

③ 利用者負担金の適正化

I. 運営費負担割合の現状・課題

平成12年の事業開始以来、物価や最低賃金の上昇、消費税の増税など、社会背景に様々な変化があっても、児童クラブの利用者負担金は、当初に設定された6,000円/月（年額72,000円）のまま、約20年間据え置かれている。

令和元年度における児童クラブ運営費の公費と利用者の負担割合は、全体事業費のうち、63%が公費（国・府・市）負担、残りの37%が利用者負担となっているが、国において、利用者負担金は、児童クラブの運営に必要な総事業費を基準として算出することが適正であるとされているため、公費負担が6割を超えている現状を踏まえ、本市においては、利用者負担金の見直しが必要となっている。

現状 全体事業費 143百万円（令和元年度実績）

| | | | |
|-----------------------|----------------------|---------|---------|
| 保護者 53百万円 【37%】 | 公費 90百万円 【63%】 | 国 30百万円 | 補助率 1/3 |
| | | 府 30百万円 | 補助率 1/3 |
| | | 市 30百万円 | 補助率 1/3 |

II. 方向性の主なポイント

1. 基本的考え方

国の児童クラブに対する費用負担の考え方は、児童クラブを運営するための費用である運営費の1/2相当を公費負担（国・府・市それぞれ1/6）とし、残りの1/2相当を利用者負担としている。

市においても、持続可能で安定した運営を担保するため、国の考えに準じた見直しを行い、利用者負担金の改定を行うものとする。

2. 具体的な取り組み

①運営費の負担割合の見直し

国の基準（保護者1/2、国+府+市1/2）に照らし、負担割合の見直しを図る。

見直し後 全体事業費 143百万円（令和元年度実績）

| | | | |
|-------------------------|------------------------|-----------|---------|
| 保護者 71.5百万円 【50%】 | 公費 71.5百万円 【50%】 | 国 23.8百万円 | 補助率 1/3 |
| | | 府 23.8百万円 | 補助率 1/3 |
| | | 市 23.9百万円 | 補助率 1/3 |

②利用者負担金の改定

児童クラブの運営にあたって、開設クラブの箇所数の増加、利用児童数の増加に伴う支援員の配置、土曜日の開設日の増加など、事業実施に必要な事業費は年々増加している。将来にわたり、安定的な事業実施体制を整えるとともに、所得に応じた利用者負担を求める観点から利用者負担金の改定を行うものとする。

ア 定額制から応能負担への移行により、真に所得や生活面で支援が必要な世帯に対し、利用料の減額階層を設定する。

※新たな利用者負担金の決定にあたっては、教育委員会の就学援助制度の仕組みを活用

イ 利用者負担金の算定については、各地域子育て支援協議会や社会福祉法人等への運営委託費（人件費、通信運搬費・消耗品等の事務経費等）など、日々の児童クラブ運営に必要な経費を基準として算定する。

ただし、市が、放課後児童健全育成事業を実施するために必要となる施設の確保（取得・借上）に要する経費、施設の整備費（施設の新設・改修・修繕、空調等の設備、クラブ備品など）、支援員の資質向上のために行う研修会開催経費、利用児童の募集に関する経費等は、市が負担すべき経費との考えから、利用者負担金の算定経費には含めないこととする。

ウ 利用者負担金について、今後は、社会背景の変化を勘案し、本運営計画の改定時期（次回は令和7年度）に併せて、見直しを行うものとする。

◎改定後の利用者負担金の目安(試算) ※今後、総支出額の増減によって変更あり

| 利用者負担金の試算（月額） | 現在の金額（月額） |
|---------------|-----------|
| 8,100円 | 6,000円 |

令和元年度の全体事業費に対する公費負担と利用者負担を1/2とした場合における、利用者負担金の試算（月額）は上記のとおりとなるが、「ひとり親世帯（児童扶養手当受給者）等で就学援助制度（※）を受けている世帯」や「市民税非課税世帯等」、「生活保護世帯」に対する減免措置、また、一般世帯における激変緩和措置などを講じる必要がある。

※1 教育委員会で運用中の小・中学校の就学援助制度

（内容）

経済的理由により就学が困難であると認められた児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品等の一部を援助する。

①生活保護受給世帯（要保護者）

②生活保護は受けていないが経済的に困難で、以下のいずれかに該当する世帯（準要保護者）

ア 過去1年以内に生活保護を受けていた

イ 世帯全員が市民税の非課税・減免措置を受けている

ウ 固定資産税の減免措置を受けている

エ 個人の事業税の減免措置を受けている

オ 国民年金法に基づく国民年金保険料の減免を受けている

カ 国民健康保険法に基づく保険料の減免を受けている

キ 児童扶養手当の支給を受けている

ク 上記項目には該当しないが、保護者の経済的理由で就学が困難な場合

④ 地域放課後児童クラブの事務負担の軽減

I. 現状と課題

支援員業務は、児童の健康管理、安全の確保、保護者との連絡・調整・ご意見への対応など多岐に渡るが、ほかにも、児童を見守りながら、支援員・補助員の勤務管理や児童の出・欠席及び行動等の管理、市及び学校との連絡調整、備品・消耗品等の管理、利用料の徴収などの事業運営に関する事務的業務を行っている。

このような中、児童クラブで勤務する支援員を取り巻く環境は、利用児童及び要配慮児童の増加などもあり、多忙な状況となってきている。

本来業務である児童の健康管理、安心・安全な預かり等に傾注していただくためにも、勤務条件の改善、事業運営に関する事務的業務の簡素化による負担の軽減などを行い、働きやすい職場環境を整えていく必要がある。

児童クラブにおける支援員の主な業務

《児童の健全な保育に関する主な業務》

- ・受入れ準備（施設清掃、おやつ準備など）
- ・児童の健康管理及び安全管理
- ・児童の来所確認・名簿記入
- ・児童の保護者迎え対応、日誌記入
- ・片付け（施設清掃、翌日打合せ、戸締り）
- ・小学校及び保護者との連絡調整
- ・事故発生時における救護及び適切な処置 など

《事業運営に関する主な業務》

- ・児童クラブの物品の管理
- ・支援員の確保・配置（募集、勤務の調整等）
- ・保護者からの利用者負担金の徴収
- ・支援員の勤務実績の確認、給与の計算・支払い
- ・必要物品等の購入・調達
- ・会計の管理
- ・おやつ代の徴収・管理
- ・保険料の徴収・管理
- ・支援員の健診への対応（予防接種等）
- ・計画書・実績報告等の作成 など

Ⅱ. 方向性の主なポイント

1. 基本的な考え方

事業運営にあたっては、各クラブの実情も勘案しつつ、業務内容について、クラブと市が現状を共有するとともに、お互いが役割分担して進めていく必要がある。

そのため、支援員がこれまで以上に本来業務に傾注できるよう、児童クラブにおいて実施している事務的業務の一部を市に移管することとする。

2. 具体的取り組み

(1) 収納管理業務の直営化

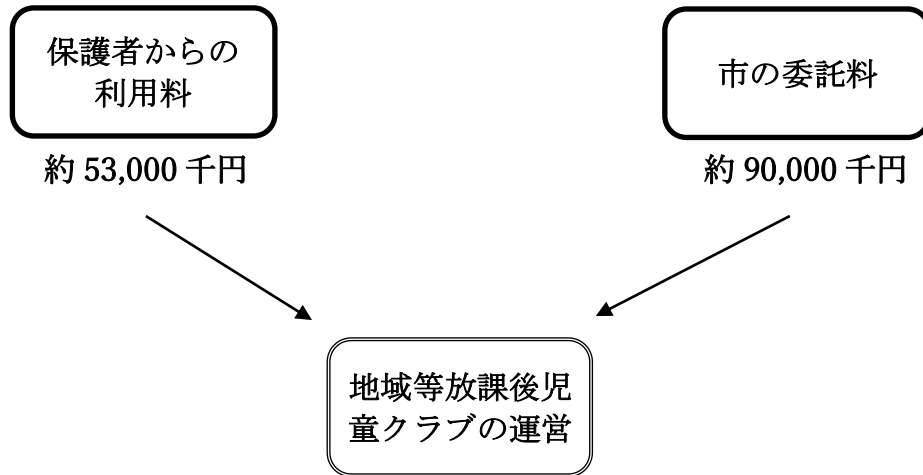
これまで各児童クラブで徴収していた利用者負担金について、徴収業務を市に移管することにより、児童への支援や保護者等とのコミュニケーションなど、支援員の現場活動に係る時間の確保につなげる。

(2) 会計事務の簡素化

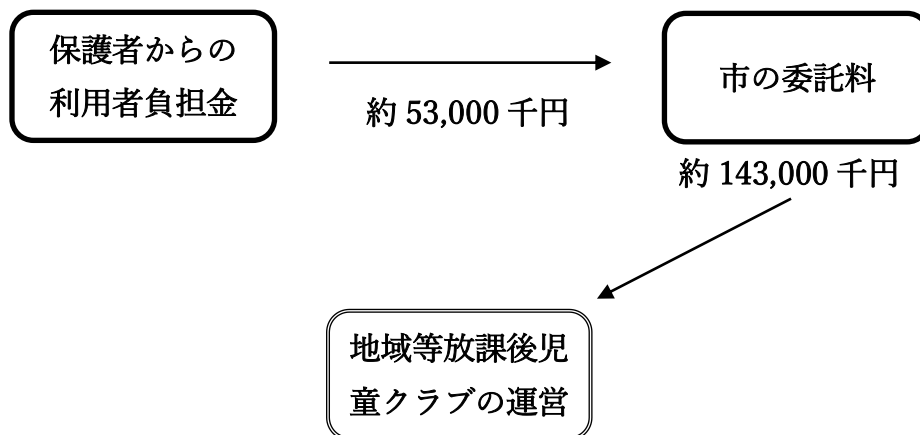
市が委託している地域児童クラブについては、クラブごとに独自の実績報告書を作成しているため、市における確認作業が煩雑となり、膨大な時間を費やしていることから、パソコンの導入を図り、統一した実績報告書様式とするなど、双方の事務の効率化を図る。

■利用料徴収業務の市への移管のイメージ

《現在》利用者負担金の徴収は、地域等の児童クラブで行い、その財源が不足するところを、市の委託経費として支出するスキームとなっている。



《改善案》世帯の収入の状況をもとにして、年度当初に個々の利用者負担金を設定することとなり、利用者と同じ地域に居住する支援員に収入情報を把握されてしまうなど個人情報の保護の観点から、市で利用者負担金を徴収することに変更する。



(2) 具体化に向け研究していくこと

① 利用希望への対応と適切な利用の推進

I. 利用実績と今後の見込み

市全体としては、小学3年生までを基本として児童の利用決定を行っている中で、利用する児童は、右肩上がりに増え続けているが、現在のところ、待機児童の発生はなく、また令和4年度をピークに利用児童は減少に転じるものと見込まれている。

地域別（校区別）では、多くの児童クラブが減少していくものの、当面は設置個所数を縮小するほどの大きな変動はない。一方、明倫と余内が微増の見込みであり、面積基準上受入れられる最大値が明倫で74人、余内で78人であることから、その動向を注視する必要がある。

実績← →見込

| 校区 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新舞鶴 | 136 | 134 | 133 | 140 | 134 | 120 | 119 | 126 | 129 |
| 三笠 | 31 | 31 | 36 | 36 | 31 | 29 | 28 | 29 | 31 |
| 倉梯 | 89 | 92 | 119 | 122 | 114 | 115 | 119 | 118 | 112 |
| 倉梯第二 | 32 | 42 | 43 | 42 | 38 | 35 | 29 | 29 | 34 |
| 与保呂 | 21 | 20 | 22 | 20 | 18 | 17 | 20 | 23 | 24 |
| 志楽 | 73 | 71 | 66 | 71 | 66 | 58 | 49 | 48 | 45 |
| 朝来 | 31 | 29 | 41 | 40 | 44 | 44 | 42 | 38 | 32 |
| 大浦 | 5 | 7 | 13 | 14 | 15 | 15 | 15 | 13 | 12 |
| 中舞鶴 | 24 | 37 | 39 | 38 | 33 | 31 | 29 | 28 | 29 |
| 明倫 | 71 | 62 | 61 | 74 | 75 | 79 | 74 | 80 | 79 |
| 吉原 | 1 | 2 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| 余内 | 66 | 71 | 64 | 63 | 60 | 64 | 73 | 84 | 83 |
| 池内 | 8 | 13 | 13 | 14 | 13 | 13 | 14 | 12 | 10 |
| 中筋 | 121 | 138 | 129 | 137 | 138 | 137 | 135 | 131 | 135 |
| 福井 | 22 | 24 | 27 | 25 | 23 | 23 | 21 | 17 | 14 |
| 高野 | 32 | 28 | 21 | 26 | 25 | 23 | 25 | 24 | 28 |
| 岡田 | 21 | 25 | 21 | 20 | 21 | 22 | 19 | 19 | 18 |
| 由良川 | 11 | 14 | 19 | 18 | 19 | 19 | 18 | 15 | 11 |
| 合計 | 835 | 840 | 871 | 903 | 870 | 847 | 832 | 838 | 830 |

また、法人運営の児童クラブを除き、地域の児童クラブでは、居住する地域の小学校に通学する児童を利用対象者として運営を実施しているが、児童数の減少見込みを踏まえ、今後はこれまでにない様々な手法を検討していく必要がある。

II. 方向性の主なポイント

1. 利用希望児童の受入れ「待機児童“0”の継続」

保護者の就労等で放課後や長期休暇において児童の預かりが必要な家庭に対し、待機児童が発生することのないよう、実施場所や支援員の確保に努めるとともに、利用を希望する保護者との協議・調整を図りながら、真に児童クラブの利用が必要な方の受入れに取り組む。

また、障害のある児童の受入れについては、厚生労働省の下記運営指針を遵守して取り組む。

「放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 34 号）」

（1）障害のある子どもの受入れの考え方

○ 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。

《関係法令・通知等》

- ◎児童の権利に関する条約 第 23 条
- ◎障害者の権利に関する条約 第 7 条、第 19 条、第 24 条
- ◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第 1 条、第 8 条

※障害や発達面に支援が必要な児童の具体的な方向性については、4-2(1)で掲載

2. 柔軟な受け入れ体制の研究

将来的に見込まれる児童数の減少を踏まえ、今後は様々なクラブの運営方法を研究する必要がある。

①児童クラブの統合

児童クラブの利用が特に少ない学校については、送迎バスの配車等により、近隣の児童クラブで受入れる体制づくりについて検討する。

②民間法人での運営

現在、地域の児童クラブのほかに、3つの社会福祉法人で受入れを行っており、ここでの受入れ可能人数を増やす対策や民間法人等多様な形態による運営を研究する。

③夏休みの児童クラブの運営

夏休みについては、市内において1～2か所程度、公共施設等を活用して、夏休み期間限定の児童クラブを開設して利用ニーズに対応しているが、今後も安定的に施設を確保していくことが困難な場合もあることから、地域の小学校においてクラブ室を確保するなど、継続して夏休み期間限定の児童クラブを実施できるよう、教育委員会・学校と協議・検討していくこととする。

3. 適切な利用の推進

【放課後児童クラブ利用の要件】

小学校の就学児童であって、その保護者が就労や疾病等の理由により養育できない家庭に、施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図る。

①利用にあたっての同意書を新たに整備

児童クラブの適切な利用推進を図るため、「舞鶴市放課後児童クラブ健全育成事業実施要綱」に基づく利用申請書の中に掲載する「利用にあたっての留意事項（申請内容が事実と相違した場合、正当な理由なく利用者負担金を滞納した場合は利用決定を取り消すなど）に加え、下記の事項について新たに項目化し、同意書の提出を求める。

- ・保護者等による送迎時間を守らない場合
- ・利用者負担金を3か月滞納した場合
- ・施設等への損害を与えた場合
- ・利用中に家庭保育が可能となった場合
- ・無断欠席が続いた場合
- ・利用日数が著しく少ない場合（1か月の利用日数が7日未満の場合）

②運営マニュアルの作成

これまで「舞鶴市放課後児童クラブ健全育成事業実施要綱」やお知らせ通知などにより、児童クラブの制度や内容の周知に努めてきたところである。

今後は、さらに運営の透明性を図り、各クラブにとっても活動の目安となるよう、新たに「舞鶴市放課後児童クラブ設置運営マニュアル」を作成する。

②発達面等で支援の必要な児童のサポート、家庭支援の体制づくり

児童クラブで過ごす児童のうち、配慮を必要とするのは、主に下記のものが挙げられる。

- ①保護者に不適切な養育が疑われているケース
- ②障害や発達面で支援が必要なケース
- ③子ども間にいじめやその疑いのあるケース

I. 現状・課題

市全体では、舞鶴市要保護児童対策協議会による児童虐待受理件数が右肩上がりに増え続けており、平成27年と令和元年度の比較では、5年間で2倍に増加している。

(単位；件)

| 区 分 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31(R元) |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| 相談件数 | 374 | 363 | 476 | 527 | 688 | 725 |
| 内、虐待数 | 178 | 217 | 229 | 229 | 317 | 401 |
| 要保護管理数 | 170 | 198 | 204 | 225 | 318 | 391 |

令和元年度の391人のうち、小学生が136件と3分の1を占めており、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、早期発見の重要性が高まっている。

次に、障害や発達面に支援が必要な児童への支援員の追加配置（加配）数については、下記一覧表のとおりである。

しかし、この加配措置は、障害者手帳所持者や明らかに行動面で課題のある児童に対して、市の主観的な判断により対応しているものであり、職員配置の公平性、必要の正当性を担保しようとする客観的な視点は弱いと感じており、また、加配措置をすることで問題が解決することではなく、日々の丁寧なサポートが求められる。

他にも密かに苦しんでいる発達障害児への対応、他児童とのトラブル対応や当該保護者への支援など、児童クラブの現場における支援技術が求められるケースは増加している。

| 区 分 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31(R元) |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| 利用児童数（人） | 679 | 726 | 786 | 781 | 801 | 835 |
| 内、加配対象児童数（人） | 14 | 15 | 19 | 14 | 17 | 11 |
| クラブ数 | 8 | 9 | 13 | 12 | 16 | 9 |

いじめは、一定の人間関係にある子どもからの心理的・物理的な攻撃を受けたことによって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じていることを指す。

各児童クラブからの報告により、クラブ内であった子ども同士のけんかや問題については、適宜、市と連携し、必要に応じ学校とも連携を図る中で対応を行っているが、引き続き、いじめ防止対策推進法第23条に基づき、支援員は、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるようすることが重要である。

Ⅱ. 方向性の主なポイント

1. 児童虐待、家庭での養育支援への対応

子どもの心身の状態や家族の態度等の観察や情報収集に努め、関係機関との連携のもと、児童虐待の早期発見、家庭の養育について支援の必要な子どもの早期発見に努める。

- ⇒ 要保護児童地域対策協議会や保健センターなど、関係機関との連携の強化
- ⇒ 生活の困窮（子どもの貧困）、保護者の病気や障害等による養育困難、ひとり親家庭等で育児と就労の両立が困難な家庭、DV等の問題がある家庭の早期発見、早期把握

2. 発達支援児への配慮及び環境整備

発達に支援が必要な子どもの個々の状況に応じた施設設備や過ごし方の工夫、職員体制に関する配慮（※合理的配慮）

- ⇒ 日常の過ごし方に係る保護者との連携
- ⇒ 幼稚園、保育所、さくらんぼ園に通う子どもの接続支援（エビデンスの収集と継承）
 - ・就学前の行動観察等による正確な情報把握
 - ・子どもの発達に応じたスムーズな連携
 - ・にじいろ個別支援システムや相談支援事業所との連携（放課後等デイサービスとの利用の選択のサポート）
- ⇒ 就学先（市内小学校、特別支援学校）との情報共有・連携
- ⇒ 関係機関のサポートによる子どもの発達段階や特性に応じた遊びや生活の支援
 - ・支援員の関わり方等のスキルの向上
 - ・適切な加配支援
- ⇒ 特性に応じた施設の環境面への配慮
- ⇒ 放課後等デイサービスを平行利用する場合の連携
- ⇒ 支援員や保護者等からの相談支援
- ⇒ 医療的ケア児の受入れの可能性研究

※障害者が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁（障害者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。）

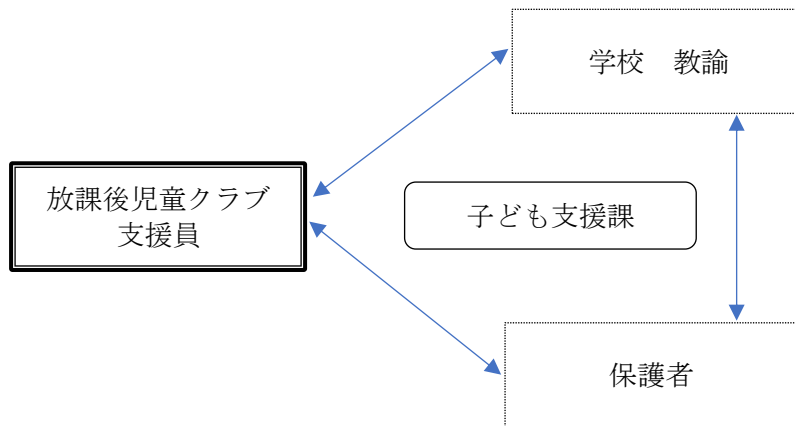
Ⅲ. 具体的取り組み

1. 関係機関との支援の連携イメージ

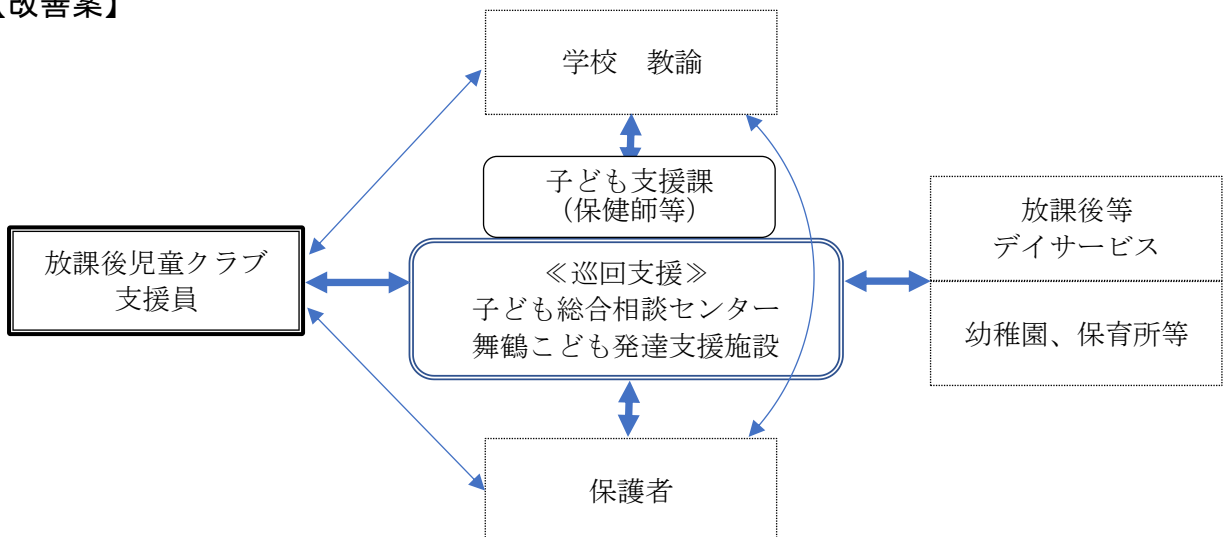
児童クラブを見守る個別の相談支援の体制については、これまでは主に子ども支援課が対応してきたところであるが、今後は様々な職種による他機関連携により、サポート体制の明確化と強化を図る。

また、最近の動向として、児童クラブと放課後等デイサービスの選択を悩む保護者が増えてきていることから、子どもの発達の視点にたった適切な利用のコーディネートに努める。

【現在】



【改善案】



2. 巡回支援の内容

現場の人的、物的環境を生かしつつ、支援の必要な子どもが安全・安心に過ごすことができ、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援を提供するため、児童クラブから、市（担当課：子ども支援課）への依頼により、下記機関がクラブを訪問し、助言・指導等の巡回支援を実施する。

ただし、ケースとして継続的に関わる必要性があることから、各機関の人的支援体制に留意する必要がある。

①“子ども総合相談センター”と連携

子ども総合相談センターの管理ケースをはじめ、児童虐待や不登校、いじめ、子どもの非行などに関する相談について、相談員がサポートを実施する。

②“舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園”や“乳幼児教育センター”と連携

さくらんぼ園を利用している子どもや、保育所、幼稚園の“にじいろ個別支援システム”で挙げられている要支援児など、子どもの成長・発達を促進するための支援員の関わり方、技術向上のための支援を実施する。

3. 研修の受講促進

支援員を対象に、児童虐待の最近の動向や具体的ケースに係る対応策の検討、発達に係る子どもの見立てや発達支援の理解、障害の特性を踏まえた支援技術の向上などを図るため、引き続き、市主催研修会や府等主催研修会への受講を促進する。なお、研修にあたっては、まなびあむの活用など、With コロナの時代を踏まえ、オンライン研修の開催も検討する。

4. 加配職員のあり方

保護者からの聞き取りや各地域からの要望等により配置していた加配職員について、巡回による子どものアセスメントの実施など、エビデンスを明確にし、公平かつ適切な配置を実施する。

ただし、加配をすることが子どもの成長・発達にマイナスに働く可能性があること、また、支援＝加配ではなく、加配は支援のひとつの方策にすぎないことから、支援員のスキルを高めることに重点を置きつつ、クラブ全体（地域、法人クラブ）で加配職員の配置上限を設けるなどにより、制度の構築を行う。

なお、加配決定時には、年齢に応じた成長・発達の観点から、集団の中での個別支援の必要性により判断することに留意する。

（診断や障害者手帳を有している、または大変そう、心配だからという理由では、配置の要件にはならない）

『配置必要“有”』の要素

①時間中の安全性の保持

※飛び出し（衝動性）、自傷行為、他傷行為等

②日常生活の身辺自立（身辺介助）

③身体、知的等個別発達支援

④言語・非言語の理解、表出の力

⑤活動への適応と社会性

※クラスへの適応、活動への参加や興味・関心、他者の信念の理解等

⑥自立行動

※場面の理解、言語の理解を踏まえ、他を見ての行動ではない自立的な行動

⑦医療機関・療育機関等関係機関からの意見

⑧保護者の子育て力の低さ・子どもの特性の不理解

※とりわけ愛着の問題

『配置必要“無”』の要素

①支援員のポイント的な関わりで可能（視覚支援・配席・モデルとなる児童とのグループ編成等）。

②支援員による先取り、関わりすぎによる逆効果性

③発達年齢に近い成長の実現

③施設環境の整備・充実

I. 施設、設備への対応

1 現状

児童クラブの運営を行う上で、児童が過ごす環境への対応は、次のとおり定められている。

平成 27 年 4 月 1 日厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」より抜粋
○放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども 1 人につきおおむね 1.65 m²以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
○障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行う。

また、本市の放課後児童クラブは、全市的に整備を加速したのが平成 16 年度であり、早期に開設したクラブなどは、施設、設備の状況によって老朽化が進んでいる。

このような中、その必要性に応じて、建物の建替えやエアコン等の空調環境の整備を進め、「生活の場」「遊び等の活動拠点」となるよう運営してきたところである。

2 方向性

児童数の推計から、今後、新たな児童クラブを設置するための大規模な整備を行う可能性は低いが、将来を見据えて安定したクラブ運営が継続してできるよう既存の施設・設備の修繕が必要な箇所の早期発見に努め、児童の過ごす環境の維持、向上に努める。

【施設の老朽化対策】

施設が老朽化している児童クラブについては、今後の利用児童数の推移を考慮して、学校施設の有効利用を検討するとともに、市の財政状況を勘案し、移転や建替え等を検討する。

(a)学校施設を有効活用する場合

教育委員会・学校と十分協議を行い、学校内に児童クラブとして利用できるスペースがあるときは、学校内で検討する。

(b)建替えを行う場合

学校周辺に市有地など適切な敷地が確保される場合は、建替えについて検討する。

(c)移転を行う場合

学校周辺に市有施設などの代替え施設があり、施設規模、設置条例等に適合する場合、当該施設の利用予定を調査し、移転に向けて関係者と協議を進める。

(d)改修を行う場合

既存施設を継続して使用する場合は、長期間にわたり、安心して使用できるよう必要な改修を実施する。

【設備の老朽化等対策】

児童が生活する上で必要な採光、給排水、空調（換気）等の環境設備は、継続的に提供されるよう故障への対応は迅速に行うとともに、計画的な更新に努める。

また、特別支援教育の進展により、障害のある児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握して、柔軟に教育的支援を行うよう進められている中、児童クラブにおいても、そのニーズに応じた適切な設備、環境が整えられるよう、保護者、支援員と連携を図りながら推進する。

II. ICT・IoT 活用による業務効率化の研究

1 現状

国においては、少子高齢化による様々な社会問題を、ICTの利活用によって改善しようとする方向で進められ、平成30年度第2次補正での予算化を経て、現在は、子ども・子育て支援交付金において、次の事業がメニュー化されている。

ICT化推進事業 500,000円（国1/3、府1/3、市1/3）

※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり。

※ 利用児童等の入退出の管理や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費を補助。

国の制度の実施背景には、ICT化の推進による事務作業の効率化、また、効率化の推進による児童の育成に係る支援員の支援の質の向上につながることもある。

2 放課後児童クラブのICT化でできること

(a)児童の視点(連絡の手間の減少、災害など緊急時のリアルタイムの連絡など)

- ・児童の入退室管理…アプリやタッチパネルを活用して入退室時間を記録し、保護者への入退室情報の通知(欠席児童や未入室児童の把握、保護者の迎えの連絡など)
- ・保護者との情報連携…連絡帳のやりとりや便りなどをシステム上で実施(児童が欠席していても連絡が可能となり、配布物の紛失リスクの軽減にもつながる)

(b)支援員の視点(業務効率化)

- ・人員の管理…勤怠記録、シフトの管理、出勤情報やシフトのデータを照合し、報酬の自動計算が可能となる。

- ・諸費の管理…食事やおやつ提供の有無や実費を管理する。

(c)運営の視点

- ・児童の利用計画とおやつ代等の利用者実費負担金
…児童の利用期間やおやつ代等の利用者実費負担金の自動計算が可能となる

3 推進する上での課題

(a)ICTシステムを利用するための環境整備

本市では市内各小学校において、令和3年秋頃から、家庭学習としてタブレット端末の活用を進めている。

児童クラブは、家庭で過ごす環境と同様の空間を提供する趣旨があることから、将来を見据え、インターネット環境を整えることが必要となってくる。

また、児童クラブの業務のICT化を進める上で、インターネット回線や機器の整備が求められる。

(b)操作の支援

パソコンやタブレット端末の活用に関する支援員への操作研修の実施
(サポート体制)

(c)事業費

イニシャルコスト・・・インターネットの環境整備費、パソコン購入費
ランニングコスト・・・ICTシステムの利用料（通信費）
※機器の更新費